

令和5年6月12日

各位

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る  
労働安全衛生規則等の改正について追加（お知らせ）

公益社団法人千葉県LPガス協会

標記については、4月13日付全L協發文書にてお知らせしたところですが、この度、陸上貨物運送事業労働災害防止協会のホームページに「テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講習」の募集案内が掲載されましたのでご参考までにお知らせいたします。

今回のご案内はインストラクター養成講習になります。特別教育につきましては準備中とのことですので、詳細がわかりましたら改めてお知らせいたします。

なお、東京・大阪開催については、10月以降追加開催が予定されているとのことですので、陸上貨物運送事業労働災害防止協会のホームページをご確認ください。

【陸上貨物運送事業労働災害防止協会のホームページURL】

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kyouiku>

【改正概要】

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。令和6年2月1日以降は、カリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

以上